

違法駐車車両の移動を行った場合に徴収する負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第四十八号

違法駐車車両の移動を行った場合に徴収する負担金の額を定める規則の一部を

改正する規則

違法駐車車両の移動を行った場合に徴収する負担金の額を定める規則（昭和六十一年広島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第十五項」を「第五十一条第十六項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。